

# 令和7年度 水質検査計画



## 水質検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠なものであり、水道における水質管理の中核をなすものです。中土佐町では住民の皆さんに安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から浄水処理工程を経て、各家庭等の給水栓(蛇口)に至るまで定期的にきめ細かな水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

水質検査計画とは、この検査を、「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で」行うかなどを、その根拠とともに表したものです。

中土佐町

# 目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己/委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

## 参考資料

別表1 令和6年度 水質検査結果

別表2 令和7年度 検査頻度設定理由

別表3 令和7年度 検査日程

## 1. 基本方針

水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、皆さまに公表するとともに、この計画に基づいて水質検査を実施します。

### (1) 検査地点

水道法(昭和32年法律第177号以下)で義務づけられている水道水の水質検査を水質基準が適用される給水栓水(蛇口から出る水道水)で行ないます。

その他、原水(浄水処理前)、浄水(浄水処理後)及び送配水途中の水道水(配水池出口)で水質検査を行います。

### (2) 検査項目

検査項目は、法令(水道法)で定期検査が義務付けられている「毎日行う検査項目」及び「水質基準項目」を行ないます。

また、将来にわたり水道水の安全性を確保するために留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」、そして、原水の水質状況をより詳しく把握するために「独自に行う水質項目」とします。

### (3) 検査頻度

・「毎日検査」 水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査を1日1回行います。

・「毎月検査」 病原微生物の汚染及び水の基本的な性状に関する検査は、月1回行います。

・「定期検査」 他の基準項目については、原水の水質が大きく変わるおそれがあると認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上に、基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上にまで検査頻度を緩和することが可能です。

また、基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を省略することが可能です。

しかし、皆様にお届けする水の安全性又は性状の確認のため、年1回は検査を行うこととします。

原水検査についても、年1回は検査します。

(別表1, 2 参照)

## 2. 水道事業の概要

中土佐町では、町内の皆様(水道普及率 98%)に水道水をお届けしています。

皆さまにお届けする水道水は、久礼、第一補助、上ノ加江、矢井賀、鎌田、 笹場・押岡、小矢井賀、中央(吉野)、中央(久万秋)、北、南、押谷の各施設でつくられています。

事業概要は下表のとおりです。

施設名	所在地	取水地点	浄水方法	配水方法	給水区域
久礼	久礼永久町	久礼6102-4	塩素消毒	自然流下式	久礼
第一補助	久礼桜町	久礼35-2	塩素消毒	直接圧入式	
上ノ加江	上ノ加江	上ノ加江758	塩素消毒	自然流下式	上ノ加江
矢井賀	矢井賀	矢井賀甲184-1	塩素消毒	自然流下式	矢井賀
鎌田	鎌田	久礼5591	塩素消毒	自然流下式	鎌田・大野
笹場・押岡	笹場	上ノ加江7140	塩素消毒	自然流下式	笹場・押岡
小矢井賀	小矢井賀	矢井賀乙363	塩素消毒	自然流下式	小矢井賀
大野見中央 (吉野)	大野見吉野	大野見吉野 90番地	緩速濾過 塩素消毒	自然流下式	大野見 中央地区
大野見中央 (久万秋)	大野見久万秋	大野見久万秋 43番地	緩速濾過 塩素消毒	自然流下式	
大野見北	大野見大股	大野見大股 1039番地先	緩速濾過 塩素消毒	自然流下式	大野見 北地区
大野見南	大野見竹原	大野見竹原 523番地先	緩速濾過 塩素消毒	自然流下式	大野見 南地区
押谷	大野見萩中	大野見萩中 1755番地先	緩速濾過 塩素消毒	自然流下式	押谷地区

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

久礼配水区は、久礼6102-4にて深井戸水を取水し、原水としています。第一補助は、久礼35-2にて深井戸水を取水し、原水としています。両水源とも、水質は良好で、水量も安定しています。

上ノ加江配水区は、上ノ加江758にて深井戸水を取水し、原水としています。矢井賀配水区は、矢井賀甲184-1にて深井戸水を取水し、原水としています。両配水区とも、水質は良好で、水量も安定しています。

鎌田配水区は、久礼5591にて深井戸水を取水し、 笹場押岡配水区は、上ノ加江7140にて深井戸水を取水し、原水としています。小矢井賀配水区は、矢井賀乙363にて深井戸水を取水し、原水としています。各配水区とも、水質は良好で、水量も安定しています。

中央地区配水区(吉野)は、大野見吉野90番地にて表流水を取水し、原水としています。中央地区配水区(久万秋)は、大野見久万秋43番地にて浅井戸水を取水し、原水としています。

北地区配水区は、大野見大股1039番地先にて表流水を取水し、原水としています。水質、水量は良好で安定しています。

南地区配水区は、大野見竹原523番地先にて表流水を取水し、原水としています。押谷配水区は、大野見萩中1755番地にて表流水を取水し、原水としています。両施設とも、水質は良好で、水量も安定しています。

### 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

基本方針及び水源の特徴を踏まえて、水質検査項目、検査頻度を決定しました。

#### (1) 採水地点

##### ① 給水栓

水道施設の各配水池の系統別に水質基準項目の検査(毎月検査)を行なう給水栓は、以下のとおりです。

久礼配水区:四国の道大坂休憩所内給水栓

第一補助水源:施設内給水栓

上ノ加江配水区:上ノ加江漁港公園内給水栓

矢井賀配水区:矢井賀漁村公園内給水栓

鎌田配水区:大野浜公衆トイレ給水栓

笹場・押岡配水区:押岡公会堂給水栓

小矢井賀配水区:ライダーズイン中土佐給水栓

大野見中央配水区(吉野):中土佐町役場大野見庁舎内給水栓

大野見中央配水区(久万秋):楨野々集会施設内給水栓

大野見北配水区:神母野集落センター内給水栓

大野見南配水区:野老野公民館内給水栓

押谷配水区:押谷浄水場内給水栓

また、色、濁り、残留塩素に関する検査(毎日検査)は矢井賀・小矢井賀地区が施設内の給水栓で行う他、各水道施設配水区域内の宅内給水栓において行われています。

## ② 原水

水源水質を確認するため、各水道施設入口(取水井)で行ないます。

今年度の原水検査は「味」を除く39項目となっています。

指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)検査は中土佐地区7施設で1回／年、大野見地区5施設で毎月行います。

クリプトスボリジウム・ジアルジアの検査は大野見地区5施設で4回／年行います。

## (2) 水質検査項目

毎日検査:色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)

毎月検査:水質基準項目(別表2 参照)

## (3) 検査頻度(別表2 参照)

## 5. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の場合は、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)によって行ないます。

その他の項目については「上水試験方法」(日本水道協会・編)等で行ないます。

## 6. 臨時の水質検査

水源等で、以下のような水質変化及び状況となり、給水栓水が汚染される可能性がある場合、直ちに水質検査を実施し、安全性が確認されるまで行ないます。

① 水源の水質が著しく悪化したとき

- ・不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ・集中豪雨、洪水、渇水のとき

② 水源に異常が認められるとき

- ・臭気又は味に著しい変化が生じた場合
- ・周辺の河川等で、魚が死んで多数浮上した場合

③ 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が発生しているとき

- ・クリプトスパリジウム等による水系感染症が発生している場合

④ その他特に必要があると認められるとき

## 7. 水質検査の自己/委託の区分

### 毎日検査

当事業体が行います。

### 毎月検査

採水を含め水質検査から成績書発行まで、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行ないます。

委託先の選定については、以下の事項を重視します。

① 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。

信頼性保証システムとして、ISO9001相当の認証を取得している検査機関とします。

② 水質基準項目について、自社分析が行なえる検査機関とします。

③ 臨時の水質検査等において迅速な対応が行なえる検査体制が整備されている  
検査機関とします。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画を毎年度策定し、水質検査計画書として、ホームページ等で公表します。

水質検査結果については次年度当初にとりまとめ、同様にして公表します。

検査計画、検査結果につきましては、下図のような流れで、住民の皆様の声を反映させて、より安全でおいしい水を提供することを目指しますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。

### ○ お問い合わせ先

中土佐町役場 町民環境課 生活環境係  
〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1  
TEL 0889-52-2215  
FAX 0889-52-2013  
E-mail kankyo@town.nakatosa.lg.jp

### 水質検査計画策定の概念図

